

鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援） 実施要領

第1 目的

県産本格焼酎産業は、人口減少やライフスタイルの変化、嗜好の多様化等により出荷量が減少傾向にあり、また、従業員一人当たりの出荷額・付加価値額は、他の産地より低い状況にあることから、本格焼酎の高付加価値化を図る必要がある。

そのため、県内本格焼酎製造事業者（以下「事業者」という。）または、事業者グループが、多様な消費者ニーズを踏まえた高付加価値酒の開発や販路開拓等に向けた取組を支援することにより、本格焼酎産業の振興を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領で用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 事業者

酒税法第3条第5号に規定する酒類等の製造免許を有し、鹿児島県内に本店若しくは主たる事務所を有する事業者をいう。

(2) 事業者グループ

本事業を実施するため、複数の事業者、又は事業者と異なる業種の民間企業等の2者以上で構成する共同事業体をいう。

(3) 高付加価値酒

新たに開発、又は既存銘柄の名称を変更しリブランディングする商品のうち、レギュラー酒との差別化を図った付加価値の高い本格焼酎をいう。

(4) 販路開拓等

補助対象事業者の顧客（飲食店や酒販店）等へのPRをはじめ、国内外のコンクールや展示会等への出展、クラウドファンディング、インターネット販売、専門雑誌や各種メディア等での情報発信など国内外への販路開拓等につながる取組を行うものをいう。

第3 補助対象事業

多様な消費者ニーズを的確に捉え、原材料や熟成などの技術を生かすなどして高付加価値酒の開発や販路開拓等に取り組む事業を対象とする。

第4 補助対象事業者等

本事業の補助対象事業者は、①事業者又は(2)事業者グループの代表事業者（※1）とする。

なお、グループを構成する参画事業者（※2）は、補助対象事業の効果的な実施を促進するため、上記事業者に加え、コンサルタント業者、広告代理店、研究機関、金融機関など多様な主体が加わることを可能とする。

※1 代表事業者は、原則、鹿児島県内に本社又は本事業の活動拠点を有しているものでなければならない。ただし、代表事業者が鹿児島県内に本社又は本事業の活動拠点を有していない場合であっても、補助対象事業を円滑かつ効果的に遂行できるものとして知事が認める場合もある。

※2 参画事業者が行う事業についても代表事業者が行う事業として補助対象とすることができる。ただし、補助金を受ける者は代表事業者であるため、代表事業者が支出する経費（参画事業者への支出を含む。）についてのみ補助金の対象となる。

第5 補助額及び補助率

補助額は、500万円以内とし、補助率は補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

第6 事業実施期間

交付決定の日から開始することができ、事業年度の2月末日までに補助対象事業を終え、当該事業に係る経費の支払いを完了しなければならない。

第7 補助対象経費

補助対象事業者が、以下の表に掲げる事業を実施するために直接必要となる経費とする。

区 分	補助対象経費	内 容
共通経費	会議費	企画運営会議に係る経費
高付加価値酒 の開発	コンサル費	開発に要する各種（酒質やボトルデザインの専門家、トップバーテンダーやソムリエ等による）コンサルタントに要する経費
	旅 費	開発に直接必要な他の酒類（日本酒やウイスキー等）の先行事例等の視察や勉強会、商品づくりに必要な事業者等（外部専門家等含む）の旅費交通費、宿泊費。ただし、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外。
	通信運搬費	開発に必要な資材・試作品等輸送費等
	使用料・賃借料	開発に必要な機器、設備、備品等の使用料等
	原材料費	試作品製造に必要な原材料・副資材等の経費。 ※1 副資材とは、試作開発に必要な備品や消耗品費等を指す。 ※2 購入する原材料は必要最小限とし、補助事業期間中に使い切ることを原則とする。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する経費は、補助対象とならない。
	委託費	試作品製造（事業者等が製造する部分を除く）、ボトル制作、ラベル・パッケージ開発等商品開発に必要な委託費
	手数料	特許出願、商標登録出願等知的財産に必要な申請手数料等
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費
販路開拓等	コンサル費	販路開拓等に要する各種（マーケティングの専門家、トップバーテンダーやソムリエ等による）コンサルタントに要する経費
	旅 費	販路開拓等に直接必要な事業者等（外部専門家等を含む）の旅費交通費、宿泊費。ただし、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外。
	通信運搬費	販路開拓等に必要な新商品等輸送費等
	使用料・賃借料	販路開拓等に必要な会場、資機材等の使用料等

	広告費	各種メディア掲載料，広告宣伝費等
	委託費	飲食店や酒販店を対象とした商品プロモーションイベントの開催費，対象商品の映像・営業ツール製作，WEBサイト掲載，パンフレット等各種媒体製作等販路開拓等に必要な委託費
	販売促進活動費	国内外のコンクール・物産展・展示会等出展経費，クラウドファンディング出展経費，ECサイト掲載経費等 ※出展等に伴う通訳料・翻訳料，保険料，倉庫保管料等も対象
	その他経費	上記に掲げるもののほか，知事が必要と認める経費

[注意]

- (1) 本事業の仕入れに係る消費税及び地方消費税は，関係法令に基づき，補助事業者へ還付されるため，当該税額は補助対象経費から除くものとする。補助対象経費の算定において，当該税額を減額して申請しなければならない。
- (2) 補助対象経費は，原則，交付決定日以降に着手されたものに限る。ただし，鹿児島県SHOCHU市場開拓事業補助金（高付加価値化支援）交付要綱第10条に基づき，事前着手届を提出した場合を除く。
- (3) 本事業以外に補助金等の交付を受けている場合は，その補助対象となった経費を控除した額が本事業の対象経費となる。
- (4) 領収書，明細書等が明らかでないものは，補助対象経費として認めない。

<補助対象とならない経費>

- (1) 事業者グループの構成員同士による本事業対象商品の取引（購入費，設置費等）に要する経費
- (2) 交付申請時に補助対象経費として申請していない経費
- (3) 不動産の購入又は賃借料に係る経費，事務機器や什器等の財産形成につながる経費
- (4) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (5) 水道光熱水費
- (6) 交際費，飲食に係る経費
- (7) 人件費
- (8) 他の用途の経費と区分ができない経費
- (9) 事業の実施期間内に支出が完了しない経費
- (10) 上記のほか，公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

第8 事業実施の手続き

(1) 事業実施計画の承認申請

本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は，実施しようとする事業について，以下の書類を郵送（持参も可）及び電子メールで，知事に提出するものとする。なお，電子メールでの提出は各申請書類の複写とする。

- ① 承認申請書（別記第1号様式）
- ② 事業計画書（別記第2号様式）
- ③ 収支予算書（別記第3号様式）
- ④ 添付書類

ア 自社（複数の場合は参画事業者全て）の概要が分かるパンフレット等資料
イ 自社又は代表申請者の直近２カ年の収支の状況が分かる資料（事業決算報告書等）

ウ 自社又は代表申請者に県税の未納がないことを証明する書類

(2) 申請書類提出の期間

事業実施計画を提出する期間は、別に定める募集要項に基づき、県ホームページに公表するものとする。

(3) 審査選考

知事は、提出された事業計画書等について、別表に定める審査基準に基づき、事業ごとに審査を行い、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に補助対象事業者を選考するものとする。知事は、審査に当たり、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、補助対象外と認められる経費の除外など事業計画書の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認することがある。

また、中小企業庁等により創設された「パートナーシップ構築宣言」について、該当する企業は審査で考慮するものとする。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、事業計画書の内容にかかわらず承認しないことがある。

- ① 提出の期日までに申請書類が県に到着しない場合
- ② 申請書類に不備、不足がある場合
- ③ 申請者と連絡が取れない場合
- ④ 計画の内容に関する知事からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合
- ⑤ 申請者が対象事業者の要件に適合しない場合
- ⑥ 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
- ⑦ 事業計画の実現可能性がないと認められる場合
- ⑧ 事業効果が期待できないと判断される場合

(4) 事業計画の承認

知事は、審査終了後、速やかに申請者に別記第４号様式にて結果を通知するものとする。

(5) 補助金の交付申請手続き

計画を承認された申請者は、別に定める期日までに、補助金の交付申請を行うものとする。ただし、承認後、やむを得ない事情により事業の実施を中止する場合は、交付申請する前に、書面で知事にその旨を報告しなければならない。

第９ 事業の実施

事業の実施に当たっては、第８の規定により承認された事業計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年１月６日規則第１号）及び鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）補助金交付要綱に定める所定の手続きを経るものとする。

第10 不当廉売の禁止

事業の実施に当たっては、本補助金を原資とした不当廉売（本事業で開発した商品を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行為を行ってはならない。

第11 知的財産権の帰属

本事業の実施で得られた知的財産権の帰属については、事業者及び参画事業者で

協議して決めるものとする。

第12 補助事業の経理等

補助事業者は、本事業に係る支出を明記した帳簿や、当該収入及び支出に係る証拠書類等を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存することとする。

第13 その他

- (1) 事業実施者は、補助事業による成果や効果を把握するため、事業完了後3年間は知事が実施する調査に協力するものとする。
- (2) 事業実施者は、補助事業の内容について、事業者及び参画事業者の事業活動に支障のない範囲において、県ホームページ等での公開を認めるものとする。
- (3) この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は令和6年5月30日から施行する。

別表 審査基準

※1 実施プロジェクト毎に評価を行う。

※2 審査は5段階評価で、配点5点の場合は3点を標準とし、配点10点の場合は配点5点の評価に2を乗じた点数とする。

※3 審査の合計点数が30点未満の場合は選考対象外とする。

審査項目	上段：審査内容 下段：配点
1 プロジェクトの実施体制	・実施計画に基づく事業が円滑かつ効果的に取り組める体制が整っているか。 配点5点
2 プロジェクトの実現可能性	・プロジェクトの実施計画が本事業の趣旨に合致し、妥当かつ実現可能なものであるか。また、プロジェクトを通じて、本格焼酎産業の持続的な発展が期待できるか。 配点10点
3 商品の優位性 ・実現性	・多様な消費者ニーズを的確に捉え、原料や熟成などの技術を生かすなどした高付加価値酒の開発であるか。 ・本格焼酎の高付加価値化、差別化による商品の優位性や、持続的な製造の実現性が期待できるか。 配点10点
4 販売戦略の妥当性	・顧客ターゲットや対象商品の販売戦略が明確かつ妥当であり、販路開拓・拡大が期待できるか。 配点10点
5 商流の継続性	・対象商品の販売は一過性に終わらず、流通可能な販売予定価格と定量的（販売数量、販売額等）な販売目標が設定され、継続的な商業流通が期待できるか。 配点10点
6 本格焼酎産業への寄与	・プロジェクトの遂行により、本格焼酎の高付加価値化や販売力の強化につながり、事業者等の収益性や生産意欲の向上に寄与するものか。 配点5点
7 事業費の妥当性	・プロジェクトの実現性を踏まえて、事業費の積算は妥当であるか。 配点5点
8 加点要素	・中小企業庁等により創設された「パートナーシップ構築宣言」について、宣言を行っていること。 配点5点
計（最大）60点	